

自筆証書遺言と公正証書遺言の違い

	自筆証書遺言		公正証書遺言
概要	自宅等で保管 (従来の制度)	法務局で保管 (R2.7.10から)	法律の専門家である公証人が 正確に作成し、保管する。
手順	<p>自宅等 </p> <p>法務局 </p> <p>《遺言を書く前の準備》 ●確認すること ・相続財産を書き出す ・相続人が誰か調べる など</p> <p>●決めておくこと ・遺言の内容 (相続分の指定、相続分配の理由など) ・遺言執行者 など</p> <p>《遺言を書く》 ●自書する。(全文、日付、氏名の自書が必要) *内容について、具体的・正確に記載する。 →遺言の内容及び、 不正確な場合は、相続人間で 争いになるおそれがある。</p> <p>●押印する。</p> <p>《遺言書を自宅等で保管》 ●改ざん防止のため、封筒 に入れて封印することが望 ましい。 ●遺言書の存在について相 続人が気付かない場合や、 紛失のおそれがある。</p> <p>《遺言書を法務局で保管》 ●未封の遺言書と申請書、 添付書類等を提出する。</p> <p>遺言の内容の助言・ 審査はできません。</p>	<p>公証役場 </p> <p>公証人に相談し、アドバイスを 受けながら、遺言者の真意を 正確にまとめ、作成してくれる。</p> <p>●確実…不備により無効になるおそれがない。 遺言内容を確実に実行できる。 ●安心…発見されない、改ざん、隠ぺい等 のおそれがない。</p> <p>信頼性が高い制度</p> <p>★詳しくは、公証役場へお問合せください。</p> <p></p>	
本人確認	不要	必ず法務局に出頭	公証役場に出頭(原則) (ただし、公証人が出張することが可能)
手数料	不要	要(3,900円)	要(財産価格による)
裁判所の検認	要	不要	不要

自筆証書遺言 (民法968条)

メリット

- ・証人不要で、遺言書本人の意思で自由
に作成できる。
- ・費用があまりかからない。

デメリット

- ・相続人に発見されないことがある。
- ・改ざんの恐れがある。
- ・裁判所の検認が必要
(保管制度を利用すれば裁判所の検認は不要)

法務局に預けることで
デメリット解消

遺言書保管所 (法務局)

が遺言書を保管する制度

公正証書遺言 (民法969条)

メリット

- ・公証人の関与の下、作成されるので信頼性
が高い。
- ・公証役場で保管されるので、改ざんのお
それがない。

デメリット

- ・費用がかかる。
- ・証人2名が必要で、内容を秘密にできない。